

第43号議案

静岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例

静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第8章（略）</p> <p>第9章 環境影響評価その他の手続に関する特例等</p> <p>第1節・第2節（略）</p> <p>第10章・第11章（略）</p> <p>附則 （法対象事業事後調査計画書に基づく調査の実施等）</p> <p>第45条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第8章（略）</p> <p>第9章 環境影響評価その他の手続に関する特例等</p> <p>第1節・第2節（略）</p> <p><u>第3節 海洋再生可能エネルギー発電事業に関する特例等（第45条の2・第45条の3）</u></p> <p>第10章・第11章（略）</p> <p>附則 （法対象事業事後調査計画書に基づく調査の実施等）</p> <p>第45条（略）</p> <p><u>第3節 海洋再生可能エネルギー発電事業に関する特例等</u></p> <p><u>第45条の2 知事は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号。以下「整備法」という。）第11条第6項の規定により意見を求められたときは、環境大臣に対し、同条第1項の海洋環境等調査方法書の案について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。</u></p> <p><u>第45条の3 整備法第16条第2項第10号に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）がその整備法第22条第1項に規定する認定公募占用計画に係る対象事業を行う場合における当該選定事業者については、第3章第2節の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する場合における選定事業者</u></p>

関するこの条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<p>第15条</p>	<p>前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第12条第1項の意見に配慮して第9条第1項第5号に掲げる事項に検討を加え</p>	<p>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号。以下「整備法」という。）第11条第1項の海洋環境等調査方法書に記載された整備法第10条第4項に規定する海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由並びに当該海洋環境等調査の結果を考慮して</p>
<p>第18条</p>	<p>第10条</p>	<p>整備法第11条第6項</p>
<p>第25条第2項第1号</p>	<p>同条</p>	<p>第15条</p>
<p>第27条、第28条第1項及び第29条第</p>	<p>第11条</p>	<p>第19条</p>

